

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」において、本町で開催される競技会に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町宿泊基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

2 実施方法

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、関係機関および関係団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当の調達計画

弁当の調達については、町実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 対象および取扱期間

- (1) 選手・監督、視察員および報道員（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するものならびに大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当取扱期間は、選手・監督等については競技会会期中、役員等については競技会業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定および取り消し

- (1) 弁当調製施設については、別に定める弁当調製施設選考基準に基づき、町実行委員会が弁当調製施設を指定する。
- (2) 町実行委員会は前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町弁当調製施設指定書（別記様式第1号）を交付する。
- (3) 町実行委員会は、各号のいずれかに該当するときは、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町弁当調製施設指定（取消・変更）書（別記様式第2号）により指定を取消し、または変更することができる。
 - ア 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令および指導に速やかに従わないとき。
 - イ 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止、もしくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
 - エ その他、町実行委員会が不適当と認めたとき。

6 弁当の引換

弁当の引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付 則

この要項は、令和6年3月27日から施行する。

別記様式第 1 号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町弁当調製施設指定書

年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会
会 長

わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおける、弁当調製施設として次のとおり指定
します。

施 設 名	
所 在 地	
代表者名	
大 会 名	
適用期間	競技会会期中

別記様式第 2 号

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町弁当調製施設指定（取消・変更）書

年 月 日

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町実行委員会
会 長

わたSHIGA輝く国スポ・障スポにおける、指定弁当調製施設の指定を次の事由により（取消・変更）します。

指定（取消・変更）事由	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ竜王町弁当調達要 項 5 （ 3 ） の規定に該当するため。

変 更 内 容	
変更前	
変更後	